

大阪広域環境施設組合規則第16号

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の特殊勤務手当に関する規則（平成27年規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 この規則による手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>[(1)~(5) 略]</p> <p><u>(6) 災害応急作業等派遣手当</u></p> <p><u>(災害応急作業等派遣手当)</u></p> <p><u>第8条 災害応急作業等派遣手当は、職員が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発等が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された本組合構成団体以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務に従事したときに支給する。ただし、当該区域を管轄する地方公共団体から当該作業又は業務に対する給与その他の給付の支給を受ける職員については、この限りでない。</u></p> <p>2 前項に規定する手当の額は、作業又は業</p>	<p>(手当の種類)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1)~(5) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

務に従事した日1日につき、1,080円（作
業又は業務の全部又は一部が午後10時から
翌日の午前5時までの間において行われた
場合にあつては、1,620円）とする。

第9条～第12条 [略]

第8条～第11条 [同左]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。